



2017-2018年度 国際ロータリー第 2580 地区 東京東大和ロータリークラブ例会報告

ロータリー：
変化をもたらす

第2580地区テーマ 『感動と調和』
ガバナー 吉田 雅俊

第 2227 回
2017.10.31

RI 会長
イアン H. S. ライズリー

クラブテーマ 『楽しく魅力あるロータリー
ライフを過ごすためには』

第 46 期 クラブ会長 虎井 廣志



点鐘：虎井 廣志 会長

ソングリーダー：安岡 伸雄 会員



変化をもたらす

- ・ロータリーソング
「奉仕の理想」斉唱

お客様紹介：虎井 廣志 会長



東京紀尾井町RC
守重知量様

会務報告：虎井 廣志 会長



・先週、この場所でIMのリハーサルを行いました。やはりやって良かったなという感想です。ここを直さないとスムーズに行かないなということを感じました。いよいよIMが近くなってきました。プログラムどうしよう、歌舞伎の練習大丈夫だろうかと気にし出すと、去年の福生クラブと比べられると嫌だなと危惧しています。この心配も終わった後に、『よかったね〜』と言われることを期待してるというのが、今日の気持ちです。

幹事報告：藤宮 志津子 幹事



①東京福生RCより例会臨時変更のお知らせが届いています。

11月 1日(水)休会

11月15日(水)→14日 IMに変更

12月20日(水)→12月16日(土) クリスマス例会

②2017-2018年度 指名委員

守重勝弘、森田憲治、若林和男、浦川哲男、尾崎 誠、虎井廣志、藤宮志津子、安部琢正、木下富雄、安岡伸雄
(敬称略) 計10名 本日、例会終了後 指名委員会を開催します。

③福祉祭の出欠についての最終確認です。事務局に連絡をお願いします。

- ・ 例会場：〒207-0022 東大和市桜が丘 1-1330-19
BIGBOX 東大和内
TEL 042-566-6411
- ・ 事務局：〒207-0014 東大和市南街 5-89-11 2F
TEL 042-564-8338 FAX 050-3488-1715
- ・ E-mail：info@higashiyamato-rc.org

- ・ 例会日：毎週火曜日 12:30~13:30
- ・ 創立：1972年2月23日
- ・ 認証：1972年3月3日
- ・ 日本RC認証 No.1100



東京東大和ロータリークラブ

委員長報告 : 若林 和男 社会奉仕委員長



・福祉祭の件ですが、11月12日全員登録で8時30分集合でお願いします。
 当日は、団子売りと今年はバラの花束の販売を行います。皆さん宜しくお願いします。
 当日の駐車場は、限られた数しかありませんので宜しくお願いします。

出席率発表 : 岩田 英樹 出席委員長



会員数	出席者	出席率	修正
24名(免除者2名)	17名(免除者1名)	72.72%	

二コ二コ発表 : 安岡 伸雄 親睦委員



東京紀尾井町 RC 守重知量様 本日も宜しくお願い申し上げます。
 虎井廣志会長 中西先生「明るい遺言と相続」についてそろそろ考えなければなら
 ないので本日は宜しくお願いします。
 藤宮志津子幹事 台風去って、いよいよ我らの活躍、出番だ！福祉祭・IM・がんばり
 ましょうね。

鳩貝次男会員 中西先生の卓話たのしみです。守重様ようこそ。ごゆっくりおくつろぎ下さい。

森田憲治会員 本日の卓話宜しくお願い致します。

金野真一会員 守重様いつも遠方よりありがとうございます。

二コ二コ 本日計 9,000円	累計 344,645円
-----------------	-------------

卓話者紹介 : 高木 裕 プログラム委員長



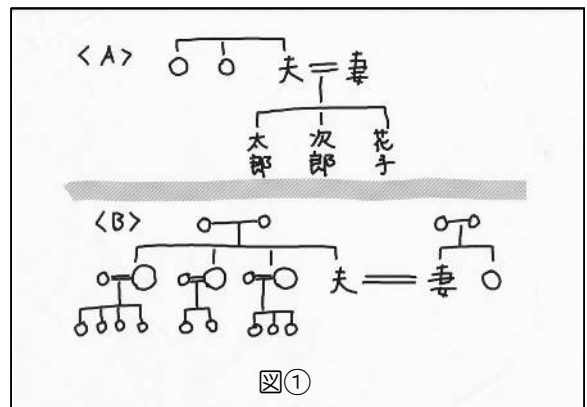
・今日は、皆様を楽しみしていた、中西紀子弁護士による『明るい相続と遺言』とい
 うテーマでお話し頂きます。

卓話 : 中西 紀子 会員 (弁護士)



～明るい相続と遺言～

・相続と遺言について深刻にな
 らないように、明るく進行してい
 きますので宜しくお願いします。お配りした資料の図①をご
 覧下さい。皆さんが相続で想像するのは、上のAの図だと思
 います。普通の家族構成です。世の中には、Bの図のようなご
 家庭もあります。お子様がいないと相続人が飛躍的に増え
 ていきます。



自分が亡くなった時の相続人を見ると暗くなるかも知れませんが、奥様が先に亡くなったとして考えて戴
 ければと思います。図②にあります様に配偶者は、常に相続人になります。妻が無くなった場合、常に夫は相続人に

なります。夫だけでなく、第1順位の子の3人も相続人になります。子がいない場合、第2順位の直系親族というのがあります。夫の親のことで。図①のBをご確認下さい。夫の親が相続人になります。夫の親がいない場合には、第3順位の夫の兄弟姉妹が相続人になります。

ここで、眠くならないように問題を作ってきました。

問い① 分かれた妻についていった子どもにも相続権があるのか？

問い② 妻の再婚相手の籍に入った子どもは？

問い③ 隠し子がいたらどうなるか？

問い④ 婚姻届を出さなかったら？

問い⑤ 誰も知らない隠し子がいた場合は？

(答えは、最後に)

次に、遺産分割の基本です。相続人が、配偶者と子どもの場合ですが、配偶者が1/2、子ども達が1/2となります。相続者が、配偶者と直系親族の場合ですが、配偶者が、2/3となります。配偶者と兄弟姉妹の場合には、配偶者が3/4となります。この分割は、法律に定められた相続分に過ぎないので遺産分割の協議をする場合、法定相続分通りに分けなければいけない訳ではありません。親と同居し仕事を手伝って面倒を看ていた家族と、家を建て買って独立した家族では、残った財産を等分配するとは言えません。法定相続分を修正する制度があります。

① 特別受益(民法903条)「相続人の誰かが親から特別に何か貰っていた場合、遺産に戻して計算しますと言う事です」

② 寄与分(民法904条の2)「親の謝金を返済した、親の面倒を看たと言う様な特別な行為によって財産が残ったと言う場合には、それを差し引きして残った者を分けましようと言う考え方です」

※長男の嫁が親を介護しても、そんなに寄与分が認められないと言うことがあります。これがもめ事になります。

どのようなときに、遺産分割で揉めるかの問いです。

問い⑥ 遺産が多い場合？少ない場合？

問い⑦ 不動産がある場合？無い場合？

問い⑧ 父親が亡くなった場合？母親が亡くなった場合？

問い⑨ 子どもが多い場合？少ない場合？

問い⑩ 都会の場合？田舎の場合？

問い⑪ 会社経営者又は自営業の場合？会社員の場合？

次に、遺言を書きましょう。

遺言は、遺言者の死亡の時からその効力が生じます。(民法985条)

遺言書があれば、遺産分割協議を相続人がする必要はありません。遺言書通りに財産が分割されるというのが原則です。

問い⑫ 遺言書をパソコンで作成することが出来るか？

問い⑬ 何歳になるまで遺言書を作成することが出来るか？

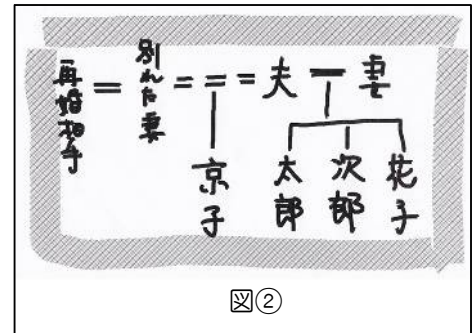
問い⑭ 遺言書を作成するときには、誰に相談する必要があるか？

問い⑮ 遺言書があれば、絶対に揉めないか？

遺言を訂正する制度があります。

遺留分 遺言によっても侵害されない相続人の権利

配偶者と子 法定相続分の1/2



直系親族 法定相続の分1/3

兄弟姉妹 ゼロ

問の解答

解① ある

解② 養子縁組があれば ある

解③ 認知してあれば ある

解④ 妻には ない 認知してあれば ある

解⑤ 生まれてからの全ての戸籍を取るので、認知が判明すれば ある

解⑥ 遺産が多い場合、弁護士費用に糸目を付けません。少ない場合は、無駄なお金は使いたくありません。

解⑦ 不動産は、ある方が揉めると思います。

解⑧ 不動産名義や財産が多いので父親の方が揉める方が多いです。但し、母親が亡くなった時に揉めます。

解⑨ 揉めます。兄弟の人数ではありません。その配偶者です。

解⑩ どちらも揉めます。都会では、不動産。田舎では、家督相続の考え方で揉めます。

解⑪ 会社員の方が、財産が解りやすいので揉めません。

解⑫ 出来ません。自筆で書かなければ行けません。

解⑬ 年齢制限は、ありません。

解⑭ 弁護士に相談するよりも、税理士に相談して下さい。

解⑮ 揉めることがあります。本当に書いた人は、誰か？ 本人の意志で書いたのか？ 認知症では？

本人がしっかりしている内に、作成することが大事です。

自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、自筆で書いた遺言書に日付・署名・押印をします。裁判所で検認という手続をします。封筒に封がしてある場合は、裁判所での検認の手続が必要です。財産漏れがあると揉めますので、これはお勧めしません。公正証書遺言ですが、公証人役場で作成します。漏れは、無いと思います。「その他一切の財産は、〇〇にあげる。」と書いてくれますので、そこで救済されるようになっています。

最後に 残された方に手間を掛けないためにも遺言書の作成は大切だと思います。